

# 滋賀文教短期大学学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広い教養を基盤として文学特に国語、国文学並びに初等教育に関する実際に則した専門的な技術と教養を積みしむることを目的として、将来文化国家人類の福祉に貢献し得る優良な社会人を育成することを使命とする。

### (自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

- 2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

### (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント、以下「FD」という。）を実施する。

- 2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

### (学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国 文 学 科	50人	100人
子ども学科	50人	100人

- 2 前項の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第5にこれを定める。

### (修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年とする。

- 2 学生は4年を超えて在学することはできない。

## 第3章 学年、学期及び休業日

### (学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日、授業期間)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 5月2日

春期休業日 3月20日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月30日まで

冬期休業日 12月25日から1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

4 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

#### 第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- ① 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 文部科学大臣の指定した者

- ⑥ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- ⑧ その他大学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

（入学者の選考）

第12条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（転学）

第14条 本学に転学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに年数については学長が、教授会に意見を求め、これを参考に決定する。

（退学）

第15条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

（休学）

第16条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することのできない者は、保証人と連署のうえ、学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に除籍する。

- ① 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- ② 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- ③ 授業料等の納付を3カ月以上怠り、督促してもなお納付しない者
- ④ 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第20条 前項第3号により除籍された者が、復籍を願い出た場合は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に復籍を許可することができる。

## 第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。

第22条 前条に定めるもののほか司書及び司書教諭に関する科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第2のとおりとする。

第23条 前2条に定めるもののほか国文学科の専門科目に外国人留学生に関する科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数等は別表第3のとおりとする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- ① 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- ② 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

- ③ 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間又は40時間又は60時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

- 2 授業科目の出席時数が、開講時数の3分の2未満の者については、原則として単位認定を行わない。ただし、公欠及び忌引きの期間は出席時数に含める。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価は秀、優、良、可、不可(S、A、B、C、D等)をもって表し、可(C等)以上を合格とする。

## 第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、次の各号に定めるところにより63単位以上を修得しなければならない。

- ① 教養科目については、国文学科は13単位以上を、子ども学科は13単位以上を修得するものとする。
- ② 専門科目については、国文学科は50単位以上を、子ども学科は50単位以上を修得するものとする。

(卒業)

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に卒業を認定する。

(学位)

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第30条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学 科 名	資格及び免許状の種類
国文学科	司書資格
子ども学科	小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状 保育士資格、司書教諭資格

- 2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を

充足し、かつ、教育職員免許法および同施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。

- 3 司書の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、図書館法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 4 司書教諭の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、学校図書館法に基づき同司書教諭講習規程に定める科目及び単位を取得しなければならない。
- 5 保育士の資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法及び同施行規則等に定める科目及び単位を取得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第31条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

## 第7章 検定料、入学料、授業料

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料、授業料、教育充実費の金額は別表第4に定める。

- 2 学校法人松翠学園併設高等学校及び外国人留学生規程第3条に該当する者の、入学者の検定料、入学金、授業料、教育充実費の金額は別に定める。

(授業料等の納入期)

第35条 授業料等は年額の2分の1を次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納又は分納を認めることがある。

春学期 納期 4月1日から4月15日

秋学期 納期 10月1日から10月15日

(退学、停学及び休学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 3 休学期間中の授業料等は免除する。ただし、別途在籍料を徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第38条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

## 第8章 教職員組織

(職員組織)

第39条 本学には学長、教授、准教授、助教、助手、事務局長、事務職員、その他必要な職員を置く。

- 2 本学には、前項のほか、副学長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

## 第9章 教授会

(教授会)

第40条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成と審議事項)

第41条 教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教及び事務局長をもって組織する。

- 2 学長は、必要に応じて、他の教職員を教授会に加えることができる。

3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学、卒業及び課程の修了

② 学位の授与

③ 前2号に掲げるもののほか、学長及び学科長その他の委員会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

#### 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

##### (科目等履修生)

第42条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

##### (特別聴講学生)

第43条 他の短期大学又は大学の学生で、本学において授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、特別聴講学生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

##### (研究生)

第44条 本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

##### (委託生)

第45条 他の機関より本学において履修する者を委託する願いがあるときは、選考のうえ、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

##### (外国人留学生)

第46条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。



- 2 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に表彰する。

(罰則)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が、教授会に意見を求め、これを参考に学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、戒告及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第12章 公開講座

(公開講座)

第49条 本学には公開講座を開設することができる。

## 第13章 図書館

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は、別に定める。

## 第14章 厚生施設

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規定は、別に定める。

附 則 この学則は、昭和27年4月1日から施行する。  
この変更学則は、昭和33年4月1日から施行する。  
この変更学則は、昭和34年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和37年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和47年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和50年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和51年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和53年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和55年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和56年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和57年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和58年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和59年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和60年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和61年4月1日から施行する。

なお、第3条に規定する学生定員は、平成9年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成8年度		平成9年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	人	人	人	人	人	人
国文科	80	120	80	160	40	120
初等教育科	50	100	50	100	50	100
計	130	220	130	260	90	220

この変更学則は、昭和62年4月1日から施行する。

この変更学則は、昭和63年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成元年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成2年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成3年4月1日から施行する。

(但し、入学検定料については、平成3年度入学検定より適用する)

この変更学則は、平成5年4月1日から施行する。

(但し、第32条の授業料については、平成6年度入学生より適用する)

この変更学則は、平成6年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成7年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成8年4月1日から施行する。

(但し、第32条の校費については、平成8年度入学生より適用する)

この変更学則は、平成9年4月1日から施行する。

(但し、第32条の授業料については、平成9年度入学生より適用する)

なお、第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成9年度		平成10年度~平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	60人	140人	60人	120人	40人	100人
初等教育科	50	100	50	100	50	100
計	110	240	110	220	90	200

この変更学則は、平成10年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成11年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成12年4月1日から施行する。

なお、第3条に規定する学生定員は、平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成12年度		平成13年度~平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	60人	120人	60人	120人	40人	100人
初等教育科	50	100	50	100	50	100
計	110	220	110	220	90	200

この変更学則は、平成13年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成14年4月1日から施行する。

(但し、第32条の授業料については、平成14年度入学生より適用する)

この変更学則は、平成15年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成16年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成17年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成17年12月1日より施行する。

この変更学則は、平成18年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成19年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成20年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成21年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成22年4月1日から施行する。

(但し、別表第1(第19条第1項関係)の「日本文化理解Ⅰ」、「日本文化理解Ⅱ」の授業科目は、平成21年度入学生より適用する。)

この変更学則は、平成23年4月1日から施行する。

(但し、平成22年度入学生までは、改正前の学則を適用する。第23条は平成21年度秋学期入学生より適用する。)

この変更学則は、平成24年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成25年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成27年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成28年4月1日から施行する。

この変更学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、第34条に規定する検定料等(授業料)の金額については、平成30年度入学生より適用する。

この変更学則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第21条第1項関係）

(1) 教養科目

授 業 科 目	単位数		時間数	備 考
	必修	選択		
基礎能力プログラムⅠ(初級)	1		30	(講義15時間、実技45時間)
基礎能力プログラムⅡ	1		30	
基礎能力プログラムⅢ	1		30	
基礎能力プログラムⅣ	1		30	
健康とスポーツ		2	60	
生命と人間		2	30	
役立つ文章表現		2	30	
英語コミュニケーション		2	60	
湖北の歴史と民俗文化		2	30	
情報とコンピュータ		2	30	
くらしと地域		2	30	
キャリアデザイン	2		30	
キャリアデザイン	2		30	

(2) 専門科目

授 業 科 目	単位数		時間数	備 考	
	必修	選択			
国文学科	現代文学・文化の科目	日本文学史(近現代)	2	30	
		現代の文学	2	30	
		近現代の文学	2	30	
		女性文学	2	30	
		現代日本文学	2	30	
		現代日本文学	2	30	
		現代日本文学	2	30	
		現代日本文学	2	30	
	古典文学・文化の科目	日本文学史(古代~近世)	2	30	
		古代の文学	2	30	
		中世の文学	2	30	
		近世の文学	2	30	
		和歌	2	30	
		俳句	2	30	
		俳句Ⅰ	2	30	
		俳句Ⅱ	2	30	
	専門ゼミ	ゼミⅠ	2	30	
	専門ゼミ	ゼミⅡ	2	30	
	言語の科目	日本語学Ⅰ	2	30	
		日本語学Ⅱ		30	
異文化コミュニケーション		30			
書道の科目	書道Ⅰ	2	30		
	書道Ⅲ	2	30		
	書道Ⅳ	2	30		
	書道Ⅴ	2	30		
子ども科	教科に関する専門科目	国語科	2	30	
		社会科	2	30	
		算数科	2	30	



		論	2	30	
		育	2	30	
		容	2	30	
		現	1	30	
		現	1	30	
		現	1	30	
		現	1	30	
		I	1	30	
		II	1	30	
		導	1	30	
		I	1	30	
		習	2	80	10日間
		II	2	80	10日間
		習	2	80	10日間
		演	2	30	

別表第2（第22条第2項関係）

1 司書の資格に関する科目

授 業 科 目	単位数		時間数	備 考
	必修	選択		
生涯学習概論		2	30	
図書館情報技術論		2	30	
図書館制度・経営論		2	30	
図書館概論		2	30	
情報資源組織論		2	30	
児童サービス論		2	30	
情報サービス論		2	30	
図書館情報資源論		2	30	
図書館サービス概論		2	30	
情報サービス演習Ⅰ		1	30	
情報サービス演習Ⅰ		1	30	
情報サービス演習Ⅱ		1	30	
図書館・図書館史		1	15	
図書館施設論		1	15	
情報サービス演習Ⅱ		1	30	

2 司書教諭の資格に関する科目

授 業 科 目	単位数		時間数	備 考
	必修	選択		
学校経営と学校図書館		2	30	
学校図書館メディアの構成		2	30	
学習指導と学校図書館		2	30	
読書と豊かな人間性		2	30	
情報メディアの活用		2	30	

備考

次の表に掲げる左欄の司書の資格に関する科目を修得したものは、右欄の司書教諭の資格に関する科目の単位を修得したものとみなすことができる。

司書の資格に関する科目	司書教諭の資格に関する科目	単位数
-------------	---------------	-----

図書館情報資源論 情報資源組織論	学校図書館メディアの構成	2
---------------------	--------------	---

別表第3（第23条第2項関係）

外国人留学生科目

授 業 科 目				単位数		時間数	備 考
				必修	選択		
日本語能力科目	日本語Ⅰ（総合）	1	2		30		
	日本語Ⅰ（総合）	2	2		30		
	日本語Ⅰ（総合）	3	2		30		
	日本語Ⅰ（総合）	4	2		30		
	日本語Ⅱ（会話）	1	2		30		
	日本語Ⅱ（会話）	2	2		30		
	日本語Ⅲ（文法）	1	2		30		
	日本語Ⅲ（文法）	2	2		30		
	日本語Ⅲ（文法）	3	2		30		
	日本語Ⅳ（聴解）	1	2		30		
	日本語Ⅳ（聴解）	2	2		30		
	日本語Ⅴ（読解）	1	2		30		
	日本語Ⅴ（読解）	2	2		30		
	日本語Ⅴ（読解）	3	2		30		
	日本語Ⅵ（作文）	1	2		30		
	日本語Ⅵ（作文）	2	2		30		
日本事情科目	日本理解Ⅰ		2		30		
	日本理解Ⅱ		2		30		

備考

外国人留学生の教育課程にあつては、教養科目「キャリアデザイン」、国文学科の授業科目「ゼミⅠ」「ゼミⅡ」は開設しないものとする。

別表第4（第34条関係）

検定料、入学料、授業料、教育充実費

(単位、円)

項 目	学 科	金 額
検 定 料	国文学科・子ども学科	30,000
入 学 料	国文学科・子ども学科	220,000
授 業 料 (年額)	国 文 学 科	540,000
授 業 料 (年額)	子 ど も 学 科	560,000
教育充実費 (年額)	国文学科・子ども学科	380,000

なお、検定料、入学料は、次の入学者の選考については、下表のとおりとする。



(単位、円)

項 目	学 科	金 額
検定料（指定校推薦入試）	学科共通	10,000
検定料（推薦入試C日程）	学科共通	10,000
入学料（指定校推薦入試）	学科共通	100,000
入学料（社会人入試の本学卒業生）	学科共通	100,000
入学料（家族在学特典）	学科共通	100,000
入学料（育成AO入試）	学科共通	170,000

別表第5（第4条関係）

滋賀文教短期大学 3つのポリシー

【学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)】

「学位授与の方針」とは、卒業までにどのような能力や態度を身につければ、卒業を認定し学位を授与するのかという方針を定めたものです。

滋賀文教短期大学は、各学科が定める必要単位を修得し、次の能力を備えていると認定した学生に学位を授与します。

- ・建学の精神に則り、卒業後も努力・向上し歩んでいける
- ・高い教養と実際に則した専門的な技術・知識を身につけている
- ・豊かな情操をもち、社会に貢献できる

【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)】

「教育課程編成・実施の方針」とは、「学位授与の方針」を達成するために、どのようなカリキュラムを編成し、実施していくのかという方針を定めたものです。

滋賀文教短期大学は、学生が学位授与の方針に示されている要件を達成できるように、次の方針に基づきカリキュラムを編成します。

- ・社会生活を営むうえで必要となる広い教養を身につけるために、教養科目を設置する
- ・各学科の教育目的・目標に則した専門的な技術・知識を身につけるために、専門科目を設置する
- ・学修に関する基礎的な知識や態度などを身につけるために、初年次教育科目を1年次春学期の必修科目とする

## 【入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)】

本学は、身につけた専門知識や技術を生かして社会に貢献できる人材を養成することを使命としています。そのために、学科を問わず、建学の精神である「知育・徳育・体育」の鼎立と調和の取れた人間形成を理解し、学訓の「信義・至誠・質実・温和・漸進」に基づいた学修行動を取ることが必要です。本学を志望する方には、これを基礎として、各学科のアドミッション・ポリシーが示す力や、学修のための意欲・基礎学力・習慣を身につけていることを期待しています。

そのような方を広く求めるために多様な入試を設けています。各入試で選考方法は異なりますが、建学の精神や入学者受け入れの方針等との合致性、学力の三要素((1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を多面的・総合的にはかることを重視し、全ての入試において面接や面談を実施します。

国文学科「教育目的」、「教育目標」、「3つのポリシー」、「学修成果」

### 【教育目的】

国文学科は「日本文学・文化及び日本語についての幅広い知識と教養を身につけ、自立した社会人として現代社会に貢献できる人材の育成」を教育目的とする。

### 【教育目標】

- ◇日本文学・文化及び日本語に関わる幅広い知識と教養を身につける
- ◇日本文学・文化及び日本語を学ぶことにより、深い思考力と豊かな表現力を身につける
- ◇課題を見つけ、解決するために必要な情報を獲得・分析する力を身につける
- ◇自立した社会人として積極的に社会に貢献できる力を身につける

## 日本文学コース

### 【学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)】

DP1 日本文学・文化及び日本語についての専門的な知識と理解力を身につけている

DP2 適切な日本語の表現力を身につけ、自らの考えや意見を的確に表現することのできる力を身につけている

DP3 学びの中から課題を見つけ出し、自ら解決に導くための必要な能力を身につけている

DP4 身につけた幅広い知識や教養及び発信力をもとに、自立した社会人としての責任を自覚し、社会に進んで参画・貢献できる力を身につけている

### 【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)】

- CP1 1年次においては、基礎的な知識を習得することに重点を置いた科目を設置する
- CP2 2年次においては、専門的な知見と実践力を養うことに重点を置いた科目を設置する
- CP3 社会で必要とされる、課題発見・解決力、コミュニケーション力、主体性、協調性を育成するための必修科目を設置する
- CP4 現代社会に広く貢献できる人材を育成するため図書館司書資格に関する科目を設置する

#### 【入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)】

- AP1 基礎的な日本語能力を身につけている人
- AP2 日本文学・文化及び日本語に関心を持ち、幅広い知識や教養を身につけたい人
- AP3 自らの考えを的確に表現する力を身につけたい人
- AP4 課題を見つけ、自ら課題を解決する力を身につけたい人
- AP5 本学で得た知識や教養を生かして社会に貢献したい人

#### 【学修成果】

- 学1 日本文学・文化及び日本語に関する知識
- 学2 考えや意見を発信できる力
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

#### 留學生課程

##### 【学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)】

- DP1 日本文学・文化及び日本語についての知識と理解力を身につけている
- DP2 自らの考えや意見を表現する意欲を持ち、積極的に異文化交流できる力を身につけている
- DP3 自ら学習課題を見つけ出し、解決するための学習習慣を身につけている
- DP4 自立した社会人としての責任を自覚し、公共心や社会性を身につけている

##### 【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)】

- CP1 日本語の基礎的な知識を習得することに重点を置いた科目を設置する
- CP2 日本文学・文化を広く学ぶための科目を設置する
- CP3 社会で必要とされる、課題発見・解決力、コミュニケーション力、主体性、協調性を育成するための科目を設置する

CP4 日本人学生と共に学び合うことで異文化交流ができる、課題解決型学習の科目を設置する

CP5 公共心や社会性を養うために、日本の社会や生活習慣を学ぶ科目を設置する

#### 【入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)】

AP1 日本文学・文化及び日本語に関する学習意欲を持ち、入学までに基礎的な日本語能力を習得している人

AP2 日本文学・文化及び日本語に関心を持ち、幅広い知識や教養を身につけたい人

AP3 日本語で自らの考えを積極的に表現する力を身につけたい人

AP4 学習や生活に関する課題を見つけ、自ら課題を解決する力を身につけたい人

AP5 本学で得た知識や教養を生かして社会に貢献したい人

AP6 日本人や日本社会と積極的に異文化交流したい人

#### 【学修成果】

学1 日本文学・文化及び日本語に関する知識

学2 考えや意見を発信できる力

学3 状況を把握できる基礎的な力

学4 課題を解決するための基礎的な力

学5 他者と協働するための基礎的な力

学6 自ら学び続ける意欲や態度

子ども学科「教育目的」、「教育目標」、「3つのポリシー」、「学修成果」

#### 【教育目的】

子ども学科は「幅広い知見と豊かな教養を備え、子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を修得し、向上心や探究心をもって保育・教育の分野に広く携わることのできる人材の育成」を教育目的とする。

#### 【教育目標】

◇子どもに関わる専門的な知識・技能と実践力を身につける

◇子どもの内面理解に努め、子どもたちとかわることのできる能力を身につける

◇保育者・教育者としての社会的使命感、倫理観を身につける

◇他者と良好な人間関係を構築する能力を身につける

◇向上心や探究心をもって、教育に関する課題を解決できる能力を身につける

## 保育士養成コース

### 【学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)】

- DP1 保育・幼児教育に関わる専門的な知識・技能と実践力を身につけている
- DP2 一人一人の子どもの発達や特性を理解し、共感できる力を身につけている
- DP3 保育への使命感と倫理観をもち、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力を身につけている
- DP4 生涯学び続け、主体的に行動することができる汎用的能力を身につけている

### 【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)】

- CP1 保育・幼児教育に関わる専門的な知識・技能と実践力を身につけるための科目を設置する
- CP2 子どもの発達や特性の理解を深めるための科目を設置する
- CP3 子どもに共感できる力やかかわることのできる力を育むための科目を設置する
- CP4 保育・幼児教育の目的と意義を理解し、社会的使命感・倫理観を涵養するための科目を設置する
- CP5 コミュニケーション能力を涵養するための科目を設置する
- CP6 学び続けることのできる力や主体性、課題解決力を涵養するための科目を設置する

### 【入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)】

- AP1 保育・幼児教育の学びに意欲と関心を持つ人
- AP2 子どもや他者に対する愛情を持つ人
- AP3 倫理観や基本的な生活習慣を持つ人
- AP4 コミュニケーション力を持つ人
- AP5 保育・幼児教育の分野で積極的に社会貢献しようとする意欲を持つ人

### 【学修成果】

- 学1 保育・幼児教育に関する知識・技能
- 学2 保育・幼児教育に関する使命感や倫理観
- 学3 状況を把握できる基礎的な力
- 学4 課題を解決するための基礎的な力
- 学5 他者と協働するための基礎的な力
- 学6 自ら学び続ける意欲や態度

## 小学校教諭養成コース

### 【学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー:DP)】

- DP1 教員としての基礎的・基本的な学力と専門的な知識・技能修得に向けて学び続ける実践力を身につ

けている

DP2 子どもや子どもを取り巻く状況を理解し、教育的愛情を持って子どもに接していこうとする態度を身につけている

DP3 教育への使命感と倫理観をもち、感性を磨き豊かな人間性や社会性、コミュニケーション能力を身につけている

DP4 主体的に学び続け、他者と共に協働して課題解決に取り組んでいこうとする能力を身につけている

#### 【教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー:CP)】

CP1 学習指導要領に示された目標や内容を理解し、授業を行う実践力を身につけるための科目を設置する

CP2 児童の心身の発達や学習の過程について、心理的・発達的な特性を踏まえた指導の基礎となる科目を設置する

CP3 児童の教育的課題を適切に捉え、支援することのできる力を育むための科目を設置する

CP4 小学校教育の目的と意義を理解し、社会的使命感・倫理観を涵養するための科目を設置する

CP5 主体的・対話的な深い学びをとおして、コミュニケーション能力を涵養するための科目を設置する

CP6 実習を核とし地域と連携した体験などを取り入れ、他者と協働して課題解決に取り組む力を身につけるための科目を設置する

#### 【入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー:AP)】

AP1 小学校教育の学びに意欲と関心を持つ人

AP2 子どもや他者に対する愛情を持つ人

AP3 倫理観や基本的な生活習慣を持つ人

AP4 コミュニケーション力を持つ人

AP5 教育の分野で積極的に社会貢献しようとする意欲を持つ人

#### 【学修成果】

学1 小学校教育に関する知識・技能

学2 小学校教育に関する使命感や倫理観

学3 状況を把握できる基礎的な力

学4 課題を解決するための基礎的な力

学5 他者と協働するための基礎的な力

学6 自ら学び続ける意欲や態度